

# 仕 様 書

1. 件 名 公立小松大学 粟津キャンパス及び学生寮 LED照明器具一式（リース）
2. 目 的 譲渡権付きリース方式により、公立小松大学(以下「本学」という。)粟津キャンパス及び学生寮における照明器具をLED照明器具に取替え、省エネルギー化及び使用電力量の削減を図る。
3. 期 間 ①既存照明器具の撤去及びLED照明器具の取付け  
契約締結日の翌日から令和8年10月30日(金)まで  
②借入期間  
令和8年11月1日から令和18年10月31日まで10年(120ヶ月)  
ただし、全ての照明器具の取替え完了後、本学職員の検査に合格した場合は、翌月1日より10年(120ヶ月)
4. 借入場所 公立小松大学 粟津キャンパス及び学生寮(小松市四丁町又1番地3)  
別紙1のとおり
5. リース対象品 LED照明器具一式(照明器具及び関連機器の取替え・処分を含む。)
6. 数量・仕様・規格等 別紙2内訳のとおり
7. 物品仕様
  - (1) 照明器具は既存照明器具を使用し、LED化に必要な結線替え等を行うこと。
  - (2) 結線替え作業後、安定器の取り外しは行わないこと。
  - (3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給側に電源供給口を示すシールを貼ること。
  - (4) LED照明器具の寿命は、40,000時間以上の製品であること。
  - (5) 照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。
    - ア 電源内蔵直管蛍光灯型LED照明について
      - (a)口金 G13
      - (b)演色指数 Ra80以上
      - (c)全光束 Hf32W型:2,500lm以上 20W型:900lm以上
      - (d)消費電力 Hf32W型:14W以下 20W型:6W以下
      - (e)平均色温度 5000K
      - (f)配光角 130°以上
      - (g)定格寿命(器具光束が初期の70%まで減衰する時間) 40,000時間以上
    - イ その他のLED照明器具について
      - (a)グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること。
      - (b)LEDチップメーカーの特許を侵害していないこと。

(c)環境配慮商品であること。

(d)既存器具の強度が LED 照明器具の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと。

#### 8. その他要件

- (1) LED 照明器具及び付属部品は未使用品であること。
- (2) LED 照明器具の納入及び取替え設置を行うこと。
- (3) 梱包材・緩衝材や取り外した既存蛍光灯管等は受注者で処分すること。
- (4) 保証期間は、LED 照明器具の設置完了の翌月から10年間とする。

#### 9. 設置仕様

- (1) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (2) 設置作業にあたっての安全管理については、本学と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 設置作業において発生する軽微な工事・修繕等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (4) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (5) 作業終了後は床の清掃を行うこと。
- (6) 設置作業時間帯は、本学の指示に従うこと。
- (7) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- (8) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事(改修工事)標準仕様書(電気設備工事編)最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。

#### 10. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 保証期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。

#### 11. 第三者等への損害賠償

契約締結から借入期間満了までの間に、発注者及び第三者に対して損害を及ぼした時は、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本学の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本学が負担する。

#### 12. その他

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに本学へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し本学の承諾を得る。
- (3) 敷地内における車両の駐停車については、事前に本学の承諾を得る。

- (4) 勤務時間外の作業は, 事前に本学に通知し承諾を得る。
- (5) 検収が認められた物品から順次使用を認めるものとする。

13.リース料の支払い

リース料は, 借入期間開始後, 借入期間満了時まで毎月1回支払う。

14. 借入期間満了後の取扱い

受注者は, 借入期間満了後の LED 照明器具及び取付けに必要な資材の取扱いは, 本学への無償譲渡とする。

15.問い合わせ先

公立小松大学 財務課 担当 吉田, 中村, 山本  
TEL:0761-48-3101 FAX:0761-44-3506  
E-mail:zaimu@komatsu-u.ac.jp